

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十五第

月七年六十和昭

論叢

日本的經濟原理……………經濟學博士 柴田敬

明治初年の諸藩の商社……………經濟學士 堀江保藏

ナチス經濟團體の成立……………經濟學士 靜田均

研究

チヌウドル王朝の海運政策……………經濟學士 佐波宣平

アダム・スミスに於ける愛國心と人類愛……………經濟學士 白杉庄一郎

商工組合中央金庫について……………經濟學士 田杉競

出產男女別の統計的研究……………經濟學士 青盛和雄

說苑

會計學に於ける概念と用語の問題……………經濟學士 尾上忠雄

廣域經濟の條件……………經濟學士 上杉正一郎

法幣と匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

附錄

彙報

外國雜誌論題

商工組合中央金庫について

田 杉 競

一

商工組合中央金庫は昭和十一年五月の商工組合中央金庫法（法律第十四號）に基いて同年八月十二日に設立せられ、十二月二十日より事業を開始した。産業組合中央金庫が産業組合系統の中樞金融機關として産業組合及びその聯合會又は漁業組合聯合會及び漁業協同組合に對する資金供給及び調節を目的とするに對して、商工組合中央金庫は商業組合、同聯合會、商業小組合、工業組合、同聯合會、工業小組合、貿易組合及び同聯合會に對する中樞金融機關として設けられたものである。既に設立以來四年餘を経て漸く事業基礎を確立したのみならず、經濟統制の強化とともに組合の積極的活動が要求されたため、中央金庫の發展は最近殊に目覺しきものがある。曩に工業組合の金融問題を論じた事があつたが、中央金庫の研究を加へて初めて全きを得るのであるから、茲に少しくその金融的活動の内容と最近の狀況を明らかにしたい。

二

商工組合中央金庫法第一條によれば、「商工組合中央金庫へ商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニ對スル金融ノ圓滑ヲ圖ル爲必要ナル業務ヲ營ムコトヲ目的トス」と定められ、政府出資五百萬圓と所屬組合の出資

1) 拙稿、中小工業統制組織と金融問題（經濟論叢、第52卷第4號）。

とを以て現在千六百萬圓の資本金（拂込済、八百二十七萬五千圓）を擁する。營業所は東京に本所を置き、大阪、名古屋、神戸、福岡、福島、富山、札幌、廣島の八ヶ所に支所を置く。早くより日本興業銀行が中小工業金融に力を注ぎ、ひいて組合に對しても相當の貸付額を示してゐたが爲め中央金庫は設立當初よりその助力に負ふところ多く、本支所を同行の内部に設け、又最近まで同行の人員をして一部その事務を兼ねしめて來た。然し今日に於ては兩者はよく協調を保ち、一は個人貸付、他は組合貸付と分野を劃して活動を續けてゐる。

商工組合中央金庫は之に出資加入せる商業組合、工業組合、貿易組合及び同聯合會等に對する金融機關であり、即ち所屬組合及び聯合會に對して資金の融通を與へるを本則とし、出資せざる組合に對しては餘裕金ある時に限り、短期貸付（期限一ヶ年以内、金額五萬圓以内）をなし得ることゝされてゐる。従つて貸付業務は左の如く規定されてゐる（商工組合中央金庫法第二十八條及び定款第二十一條）。

- 一 所屬組合又は所屬聯合會に對し擔保を徵せずして五年以内の定期償還貸付を爲すこと
- 二 所屬組合又は所屬聯合會に對し擔保を徵せずして二十年以内の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還貸付を爲すこと
- 三 所屬組合又は所屬聯合會に對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと

但し必要ありと認むるときはこれらの場合擔保を徵しても差支ない。預金業務については預金者をかくの如く所屬組合に限定せず、

「商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、公共團體其の他營利を目的とせざる法人よりの預金の受入を爲すこと」
と定められ、又附隨業務は次の如きものが認められてゐる。

- 一 所屬組合又は所屬聯合會の爲に荷爲替手形に關する保證業務を爲すこと

二 所屬組合又は所屬聯合會の爲に内國爲替業務を爲すこと

三 所屬組合又は所屬聯合會の爲に有價證券の保護預り又は委託賣買を爲すこと

四 所屬組合又は所屬聯合會の爲に其の出資拂込金の受入又は其の配當金の支拂の取扱を爲すこと

餘裕金の運用は前述の非所屬組合に對する短期貸付のほか、國債證券、地方債證券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券の買入を爲すこと及び、大藏省預金部若は主務大臣の認可を受けたる銀行への預金又は郵便貯金と爲すことに限定される(同法第二十九條及び定款第三十條)。

商工組合中央金庫はその業務を以上の貸付、預金及び附隨業務に限定され、他のものは全く之を禁ぜられてゐる。尤も貸付に用ふべき資金の調達については、上述の出資金及び預金に俟つばかりでなく、拂込資本金額の十倍までの商工債券の發行及び借入金によることが出来る。

三

かくて商工組合中央金庫は所屬組合に對する貸付をその中心業務としてゐるから、之について少しく詳細に見ることとする。

貸付を形式の方面から見ると定期償還貸付と割賦償還貸付とに分たれる。定期償還貸付は期限到來とともに全額を辨濟せしむるものであり、(一) 期限五年以内の證書貸付と、(二) 期限一年以内(手形期日は九十日以内)の手形貸付とある。又割賦償還貸付は年賦、半年賦、月賦の方法により分割償還せしむるもので、(一) 期限五年以内(據置期間一年以内)、月賦、半年賦又は年賦の普通割賦貸付と、(二) 期限五年を超え二十年以内(據置期間五年以内)、月賦、半年賦又は年賦の特別割賦貸付との別がある。期限五年を以て普通割賦貸付と特別割賦貸付とを分つのは、

後者の總額が拂込資本金額及び商工債券發行額（割引商工債券を除く）の合計額の二分の一を超ゆることを得ないといふ制限があるからである。

手形の割引は所屬組合並に所屬聯合會受取りの商業手形に限り行ふ。期限は原則として九十日以内とされてゐる。何れの形式にせよ一組合に對する貸出（貸付、手形の割引又は保證）は一應二百萬圓を最高限度とした。

中央金庫の貸出方法にて特異性あるは極度契約である。從來中央金庫の貸出が組合理事者の個人連帶保證を條件としたるに對して、組合側より手續の煩瑣及び理事者の責任過重といふ苦情が述べられた。之が爲め短期資金については中央金庫と組合との間に一定期間について豫め最高限度の契約を爲し置き、この時に組合理事者の個人連帶保證を求め、限度内での個々の貸付の場合には理事一人の署名にて足ることゝすれば、少くとも手續の煩瑣は一部除かれる。極度契約を昭和十三年末より實施した所以である。極度契約の期限は原則として一ヶ年であるから短期資金のために利用せられ、貸付は九十日以内の手形を中央金庫が割引くといふ形式で行はれる。最高限度は借入金額の累計を抑へるものでなく、借入金現在高を割引するに過ぎないから、期限内は適宜の金額づゝ反復利用出来るわけである。この制度は當座貸越の如く預金の存在を前提としない點で之と異なる。

現在極度契約は相當の利用を見、之に基く貸出高は昭和十五年八月末に於て（本所のみについて）貸出高合計に對して約二〇%、短期資金貸出高に對して五三%を占める。¹⁾ 極度契約額に對する實際の貸出現在高の割合は最初六割程度であつたが、最近は八、九割に上つてゐる。²⁾

貸出を用途別に見るときは次の五種となる。

一 組合の共同設備に對する長期資金

1) 商工組合中央金庫、商工金融、第3卷第9號。

2) 商工組合中央金庫談。

二 組合の共同仕入事業のための短期資金

三 組合の共同販賣事業のための短期資金

四 組合が組合員に對する金融を行ひ、又聯合會が組合に對する資金の供給を行ふための資金、即ち轉貸資金

五 其の他、例へば組合が以上の如き事業のため起したる舊債の整理資金など

これらの中、當初は商業組合及び工業組合の共同仕入資金に對する貸出が最も多く、之に次いで工業組合の共同販賣資金の融通が多かつたが、最近は物資配給統制に伴ふ共同仕入資金と轉業の爲めの共同作業場に對する資金とが大部分を占める（この點については更に後述）。かくてこれら資金用途は中小商工業政策を直接に反映し、中央金庫は近來頗る貸出額を増大すると共に、國策的金融機關の色彩を強くするに至つた。

以上の如き融通に對して商工組合中央金庫は如何に資金を調達してゐるか、即ち金庫の資金構成は如何なる状態であるか。元來商工業組合のうち金融事業を行へるものはさして多くなく、殊に最近の如く統制のための組合が激増せる場合には、貸出に比して商工業組合よりの預金は多きを期待し得べくもない。この點において一般銀行は勿論、産業組合中央金庫に比しても大なる差異がある。即ち商工業組合相互間の金融の調節を圖るよりも、中央金庫自身の信用により外部から調達したる資金を組合に供給するところに特色がある。従つて或は商工債券を發行し、或は日本興業銀行その他の金融機關よりの借入金によつて得たる資金が中心をなしてゐる。いま昭和十六年四月末の資金運用概況の貸方を以てこの點を分析すれば下表の如くなる。

第1表 商工組合中央金庫運用資金 (單位千圓)

政府拂込濟出資金	5,000
組合拂込濟出資金	3,275
債券發行高	52,053
預借假	8,065
入金	20,588
受金	2,255

上表によれば商工債券の發行によつて約五千二百萬圓を調達せるを第一とし、次いで興業銀行、保險會社等よりの借入金が約二千萬圓ある。組合及び同聯合會よりの預り金は八百萬圓に過ぎず、又政府及び所屬組合の出資金は營業用財産等に用ひられる程度である。茲で商工債券による資金には種々のものがあることを注意せねばならぬ。蓋し商工組合中央金庫は凡そ二系統の資金を調達し之を異つた形式で貸付ける。一は自己の資金を自己の形式によつて貸付け、他は中央金庫がたゞ經由機關として預金部資金を預金部の融通規程に従つて貸付けるのである。實際の貸付形式は何れの場合も大差はないのであるが、中央金庫内部における取扱は別個に行はれ、預金部資金の場合は預金部が商工債券を引受ける形式をとつて中央金庫の運用資金となる。しかも他方自己資金もその一部は商工債券の發行により預金部、簡易保險局（長期、一ケ年）より調達される。従つて商工債券によつて得られる資金は次の如きものを含むこととなる。

長期 經由機關として預金部資金を受入れるため發行するもの

自己資金を調達するため預金部、簡易保險局等に對し發行するもの

短期 割引債券、市中大銀行及び一般證券會社の引受によつて發行されるもの

割引商工債券は貸出高激増に對應する一般金融市場との結びつきとして最近に認められたものであり、昭和十五年七月以來四回に亙り、合計二千萬圓發行された。

預金部資金のうちこの金庫が組合金融を目的としてゐるため各種組合普通事業資金が最も多いが、最近は轉業のための共同作業場に對する中小商工業轉換資金が増加した。昭和十五年十二月末に於ける預金部資金の内容を見るに下の如し。

第2表 商工組合中央金庫における預金部資金貸付高 (單位千圓)

各種組合普通事業資金	16,890
中小商工業振興資金	4,307
中小商工業轉換資金	7,245
高利債借換資金	7
合計	28,462

3) 商工組合中央金庫調。

四

商工組合中央金庫は、設立以來既に四年餘を經過したるのみならず、各種の經濟統制、殊に中小工業關係の統制が商業組合、工業組合等の組織を利用すること極めて多くなつた爲め、これらに關する資金需要を充す事を要請されて最近は躍進的な發展を示しつつある。第三表の各事業年度末貸出殘高を見るに¹⁾一年毎に凡そ二倍に増加し、殊に昭和十四、五年以來の貸出高は目覺しい増加といはねばならぬ。

かゝる發展は所屬組合の金融機關利用狀況中に於て占める地位からも窺ふことが出来る。中央金庫が昭和十五年三月末現在について所屬組合全部より徴したる報告によれば²⁾（回答組合數は全商工業組合に對して二一％に當る）、

商工組合中央金庫の事業年度末貸出殘高		貸出殘高
		(單位千圓)
事業年度	年 月	
1	昭和12 3	2,187
2	9	3,421
3	13 3	8,462
4	9	10,538
5	14 3	15,844
6	9	18,815
7	15 3	29,822
8	9	46,998
9	16 3	72,322

商業組合が借入金金の五〇％を普通銀行より得てゐるに反し、工業組合は五四％を商工組合中央金庫に仰ぎ、二三・四％を普通銀行より得てゐる。特に工業組合における資金供給者としての地位の大を知るのであるが、前年度調査に於けるその中央金庫利用率三五・一％、普通銀行利用率三五・四％に比較すれば中央金庫の意義の増大は特に急速であつたわけである（次頁表）。

かくの如き貸出高の激増は根本的には經濟統制の進展に伴ひ商業組合及び工業組合の職能が重大化したことによるものであるが、更に立入つて貸出内容を検討するときには中小商業政策の金融部面への影響と中央金庫の今後の動向をかなり明瞭に知ることが出来るであらう。

1) 商工金融、第4巻第4號。
2) 商工金融、第3巻第8號。

第 4 表 商工業組合の金融機關利用状況 (金額單位千圓)

	工業組合		商業組合		貿易組合		合 計
	金額	%	金額	%	金額	%	
商工組合中央金庫	15,950	54.3	5,322	37.5	41	7.4	21,314 48.3
普通銀行	6,879	23.4	7,116	50.2	308	54.5	14,298 32.4
特別銀行	3,308	11.2	837	5.9	172	31.0	4,318 9.8
信用組合	196	0.7	138	0.9	—	—	334 0.7
聯合會	839	2.8	125	0.8	—	—	965 2.1
個人	945	3.2	159	1.1	10	1.8	1,114 2.5
其他及不明	1,239	4.1	470	3.3	29	5.2	1,738 3.9
合 計	29,358	100.0	14,171	100.0	556	100.0	44,086 100.0

商工組合中央金庫について

第五十三卷 八二 第一號 八二

先づ昭和十四年中の急激な貸出増加は主として工業組合の共同作業場設備費に對する資金の融通に因るものであり、その他商業組合の共同仕入資金もその一因をなしてゐる。

また昭和十五年中の増加は次の如き事情に基く。

(一) 織物、雜貨、木炭、米穀等に關する配給統制のため商業組合より短期資金の需要が激増したこと

(二) 所謂七・七禁令のため織物關係の工業組合より大口の借入申込が相次いだこと

(三) 預金増勢の鈍化より普通銀行が貸付を抑制する方針をとり、組合に對する金融を容易に與へなくなつた爲め、中央金庫に對して運轉資金を求めめるものが急増したこと

(四) 轉業關係の共同作業場設備資金の需要が依然として相當額に上つたこと

これらの事情は昭和十四年六月以降の用途別貸出高を示す次表に明らかである。³⁾先づ昭和十三年末に僅か百萬圓程度であつた共同設備資金が十四年六月末に三百萬圓、十五年三月末には一千萬圓を超えて、共同仕入資金を凌ぎ、更に十五年十二月末には一千六百萬圓に達した。この融通も一部

3) 商工金融各號より作成。

第5表 商工組合中央金庫用途別貸出高 (單位千圓)

I 商業組合、工業組合、貿易組合の合計

年 月	共同設備	共同仕入	共同販賣	轉 貸	計	
					(其他共)	
昭和14 6	3,043	6,082	1,073	4,855	15,790	
9	4,329	7,323	891	5,101	18,814	
12	8,437	9,216	2,847	6,649	28,687	
15 3	10,266	9,591	2,464	6,304	29,822	
6	12,630	13,960	1,875	6,058	36,095	
9	14,990	18,381	3,214	8,457	46,998	
12	16,137	36,887	3,874	12,739	72,305	
16 3	16,258	41,654	2,944	8,932	72,322	
II 工 業 組 合						
14 6	2,365	3,089	935	3,293	10,091	
9	3,633	3,300	750	3,425	11,821	
12	7,570	4,220	1,130	3,665	17,720	
15 3	9,195	4,378	1,259	3,128	18,784	
6	11,563	5,429	1,233	3,178	22,610	
9	13,855	6,362	1,736	5,799	29,335	
12	14,847	10,058	1,886	7,037	36,023	
16 3	15,031	9,090	1,659	3,205	31,076	

商工組合中央金庫について

第五十三卷

八三

第一號

八三

は中央金庫の自己資金により、一部は預金部資金によつて行はれてゐるが、資金の性質上長期貸付であつて他の場合に比し著しき貸出高の浮動がないけれども、最近少しく停頓状態にあるのは中小機械工業の整理と資材減少との爲め共同作業場政策に再検討が加へられつゝある現状を反映してゐるものに外ならない。又共同設備資金が工業組合によつて大部分を占められてゐることも上表より明らかである。

然るに前記(一)(二)(三)の資金は何れも大體短期資金に屬するものであり、このうち殊に共同仕入資金は従来より商工組合中央金庫の貸出中首位を占めて居り、一旦は共同設備資金に凌駕されたけれども、十五年半ば頃より再び激増し、年末には三千六百萬圓十六年三月末は遂に四千百萬圓に達するこゝとなつた。今や中央金庫總貸出高の六割を占める状態である。以て最近生活必需品の配給統制が急速に進展せる事を知ること

が出来る。共同販賣資金は決して多いとは言へないけれども、十五年半ば以來急増せるは配給統制の進展と銀行に代る資金供給を示すものであらう。最後に、はじめさしたる増加を示さなかつた轉貸資金が同じく十五年半ば以降著しく増加したのは主として七・七禁令に對する前後處置のため織物關係の工業組合が大口の借入をなした結果である。かくの如き經濟界の急變に際して普通銀行ならば貸付を躊躇するのに拘らず中央金庫がかゝる大口

	1,000
	2,000
	1,500
	2,000
*	1,000
*	1,000
**	3,000
**	2,000
*	3,000
*	1,000
*	3,000
*	1,000
*	1,450
*	1,000
*	4,000
*	3,000
*	1,500
*	1,000
*	2,000
*	1,000
*	1,000
*	1,000
*	1,000
*	2,000
*	1,200
*	1,500

* 印は極度契約によるもの

貸出に應ずるところに特殊金融機關としての特色が發揮されたわけである。

いま十五年十月以降十六年一月頃までの大口短期資金の貸出先(百萬圓以上のみを掲ぐ)を示せば上の如く、日用必需品の配給統制に關するものが多く、貸付の形式は前述の極度契約を利用せるものが凡そ半數を占め、何れも期限三ヶ

月の手形貸付が普通である。又かくの如き急激に増加する資金需要に對しては預金部資金、特に各種組合普通事業資金をも用ひるが、それよりも中央金庫の自己資金にて賄ふことが多いやうである。

以上の如く商工組合中央金庫の最近の發展はまことに顯著なものである。けれども今や中小商工業の窮状は寧ろ益々甚しく、たとひ經濟新體制確立要綱が中小工業の維持育成を謳つても、國防國家建設の要請ある限り多くの部門に於て重點主義がとられるから、中小工業に多數の轉廢業者を出すことは必然であらう。従つて他の施設と並んで金融上の措置が必要とせられることも勿論であつて、中央金庫はその線に沿ひ昭和十五年秋以來次の如き積極的態度を決定し、之を順次實行に移しつゝある。¹⁾

- (一) 中小商工業者を可及的に集團的に組合へ吸収し、組合を通じて融資の積極化を圖る。
- (二) 各組合の事業が最近著しく擴張され、之に伴つて大口の資金需要が増加しつゝある状態に鑑み、今後集團的轉業その他につき大口の資金を要する場合には、從來の貸出最高限度たる二百萬圓を越えても關係當局の許可を得て積極的に貸出す。例へば昭和十五年に東京府銃器製造工業組合へ三百二十萬圓、丹後縮緬工業組合へ三百五十萬圓貸出した如き之であるが、昭和十六年五月からは貸付最高限度を一舉五百萬圓に擴張し、必要の場合には許可を得て更に擴張し得ることとなつた。²⁾ 最も巨額な貸付として日本纖維製品小賣商業組合聯合會に對する一千萬圓の貸付が最近許可を得る模様である。
- (三) 長期資金の實行利率を從來の五分五厘から五分四厘に引下げた。十五年十月以降の貸出利率は次の如し。
- (四) 中央金庫から融資をうけた組合が經濟情勢の急變等により一時的金融難に悩む如き場合には、その實情に應じ償還方法の變更、期限の猶豫等の特別措置を講ずる。
- (五) 生活必需品の配給統制に伴ひ短期資金の需要が増加せるに鑑み、預金部と協調して之が供給に努力する。

1) 商工金融、第3卷第10號等參照。

2) 商工組合中央金庫談。

3) 朝日新聞、昭和16年5月4日。

〔自己資金〕	最高限度	実行利率
定期貸付(證書)	年五・五%以内	五・四%見當
同 (手形)	日歩一・四錢	一・三錢
割賦貸付	年五・五%	五・四%
手形割引	日歩一・四錢	一・三錢
短期貸付	日歩一・五錢	一・四錢
當座貸越	日歩一・六錢	一・五錢

〔預金部資金〕

各種組合普通事業資金	年三・九%
中小商工業振興資金	年三・九%
中小商工業轉換資金	年三・九%

(六) 今後業者に對する巡回相談を更に活潑化し、業者に對する金融指導に遺憾なきを期する。十五年七月より實施された全國各府縣駐在員の制度もこの方面で漸く効果をあげつゝあるやうである。

かくの如き積極的融資方針は當然に、事業の基礎と機構を擴大して十分な活動力を得るために増資問題を浮び上らせる事となる。事實、従来もその活動力の發展に伴つて毎年二百萬圓乃至二百五十萬圓を増資して來たし、十六年には第四回目の増資を行ふ筈であり、殊に今回は政府よりも千萬圓乃至千五百萬圓の出資を増額することを申請中であるといふ。然し曩にも述べたる如く出資金は貸出のための資金調達法としては殆ど意義をもたず、寧ろ事業の基礎であり、機構擴大の手段となるに止まる。唯増資は別に次の二つの意味をもつてゐることも見逃し得ない。即ち第一に現在の所屬組合が全組合數の三分の一に過ぎず、商工業組合等の中樞的金融機關としての實を十分に舉げ難いため、増資を機會に所屬組合の増加を圖る。また第二には、こゝ數年來組合の新設多く、それらが出資を欲しても、現在の所屬組合の持分を譲り受けるほか途なく、従つて持分にプレミアムがつく現狀であるから、増資を以てかゝる要求に應ずる。

六

以上によつて商工組合中央金庫の活動の概要は明らかになつたと思ふが、これから我々はこの金融機關の特殊

性と今後の問題とをうかゞふことが出来るであらう。

前に述べたる如く商工組合中央金庫は商業組合、工業組合、貿易組合及びそれらの小組合、聯合會等の中樞金融機關といはれ、正にその通りではあるが、その中樞的金融機關といふ意味が産業組合中央金庫の如き場合とは異なる。即ち産業組合の場合には信用組合の活動が相當に活潑であつて、中央金庫はその餘裕金を預り金として受入れる、他方信用組合の運用資金と併せてその他産業組合の各種活動のための資金を供給する。即ちこゝでは産業組合の金融的活動の中樞機關といふ意味が強い。之に反して商業組合、工業組合及び貿易組合では今日なほその金融的活動はさして發展してゐないから、これらから中央金庫が受入れる預り金は少額であり、組合に對する貸出も大部分は組合の金融的活動以外の爲めにするものが多い。轉貸資金の融通が少く、共同設備、共同仕入等に對する資金の融通多きを見よ。従つて商工組合中央金庫は商業組合、工業組合及び貿易組合の各種活動に對して金融的援助を與へる、特殊金融機關として働くわけであり、或は中樞的金融機關といふよりもむしろ特殊的専門的金融機關といつた方が當るであらう。今日の如く統制のために組合が頻りに設立され、それらの職能が協同組合的活動よりも配給統制、若くは轉業施設といふ點にある限り、近き將來にそれらの金融的發展を望むことは容易でない。とは言へ、決して商工組合中央金庫の意義は決して減少するものではない。

我國の産業組合が今日の發展を見るに至り、資本主義經濟の進行の中にあつて農村の衰頹を或る程度まで食い止める上に貢獻をなし、場合によつては中小商業者と摩擦を起すまでになつてゐるのは、決して農民の自主的努力の結果とのみ言へない。寧ろ政府の長期に亙る積極的保護あればこそ出來たのであることは殆ど疑ひを容れない。¹⁾ 中小商工業者も經濟發展の進行につれて多くの壓迫をうけることは今更論するまでもないが、こゝでも組合

1) 東如精一、農村問題の諸相、367頁以下、高田保馬、民族と經濟。
2) 拙稿、下請制工業の國民經濟的意義(經濟論叢、第52卷第1號)。

制度の發展が彼等の事業維持の上に少からぬ支柱となるものとすれば、國家の中小工業保護政策はこゝにも力點を置かるべきであり、從來に比して一層の積極化が望まれねばならぬ。たゞこの場合商業組合、工業組合自身の金融的活動の發展せざる事情についても根本的検討が必要であるが、それはそれなりに又これら組合の全體に對する専門的金融機關たる商工組合中央金庫に對しては十分の國家の保護援助が與へられてよい。

今日既に經濟再編成の過程において負はされた組合の使命が重大化するにつれて、その資金的援助に中央金庫は相當の働きをしてゐること、凡そ上記のところから知ることが出来る。しかも經濟狀勢の激變に際して普通銀行（特に地方銀行）その他の金融機關が貸付を喜ばないときにも中央金庫は之を敢へてした。これら金融機關が戰時においては公債消化と生産力擴充資金の供給といふ二大使命をもつてその達成に邁進しなければならぬ限り彼等が中小商工業金融に力を注がないのは或る程度まで已むを得ない。とすれば中小商工業者の組織する組合に對して中央金庫の如き金融機關が政府の保護をうけて積極的活動をなすことはむしろ極めて必要といはなければならぬ。

勿論この場合、現在の組合が負はされてゐる職能が單に協同組合的、相互扶助的なものでなくて、配給統制の如き公共的なものをも含み、それがため商業組合、工業組合の大多數が稍變質してゐるから、最近の商工組合中央金庫の活動を以て將來を推し問題の全部が解決されつゝあると考へることは出来ない。又中央金庫の活動が各地方へ浸潤してゆくにつれ、反産運動にも似た地方金融機關との摩擦が起ることは豫想される。事實、從來地方的な高金利によつて地方的金融を行つてゐた銀行が、中央金庫の積極的進出に伴ひ、組合といふ相當な顧客を失ひつゝあり、ために地方銀行がこの點につき陳情をなしたことを聞いてゐるが、然し乍ら中小商工業政策、殊に之に對する金融施設の擴充の必要からしてかゝる摩擦も全く已むを得ないところである。